

## 公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 5月 8日

川辺町長 木下 由



住所	氏名	送達書類名	備考
フィリピン	GARCIA JOSHUA MAPOY	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
ブラジル	城間 ジョン	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
ブラジル	城間 マリオ	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
ベトナム	TRINH THANH BINH	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
ブラジル	ONO JOAO HIROYUKI	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
岐阜県加茂郡川辺町石神360番地1 ビレッジハウス川辺1号棟306号	LAGROMA EVON BARROSA	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
インドネシア	EVIETA RACHMALIA SAFITRI	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明
岐阜県加茂郡川辺町下麻生2024番地2	XIE TIEFENG 謝 鉄鋒	町税滞納処分執行停止通知書	所在不明